

新型コロナウイルス感染症への対応のため、次年度の遠隔授業の実施についても、引き続き、総授業時数の4分の3の上限への算入は不要とする特例措置を講ずることや、対面授業の再開等、本年度及び次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点についてお知らせします。

事務連絡
令和2年7月28日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校等における本年度及び次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点が多い感染症であり、国内外の感染状況を見据えると、社会全体として長期的な対応が必要となることを見込まれます。こうした状況において、感染拡大の防止と生徒の学修機会確保を両立するため、各専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）が所在する地域の感染状況やその授業の規模等各専修学校等の実情によって、本年度及び次年度における授業の実施方法は異なるものになるものと考えられることから、このたび、本年度及び次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

なお、以下に示す考え方は、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づき、各都道府県知事による学校施設の使用制限の要請等があった場合か否かにかかわらず、当てはまるものと考えておりますが、当該要請があった場合の具体的な教育活動の方法については、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、判断するようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専修学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 本年度及び次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっての基本的な考え方について

本年度及び次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっては、専修学校設置基準第19条第1項が、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していることに鑑み、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮し、今年度の授業の実施状況や生徒の状況・希望等も踏まえつつ、感染対策を講じた上での対面授業の実施が適切と判断されるものについては対面授業の実施を検討していただき、授業の全部又は一部について対面授業の実施が困難と判断される際には、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」を踏まえた上で、遠隔授業等（対面授業との併用を含む。）の実施を検討いただくようお願いいたします。

そのうえで、対面授業を行うこととした際には、出席停止とされた生徒や、感染経路が分からない地域に住んでおり、通学した場合の感染の可能性が高い状況にある生徒に対しては、別途、当該対面授業を、テレビ会議システム等を用いて同時配信することや、録画等により受講できるように必要な配慮を行うようお願いいたします。この場合に実施した遠隔授業は、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」において示す特例措置として扱うことが可能です。

以上を踏まえ、各授業科目の実施方法について御検討いただいた結果、本年度及び次年度の授業の実施方法としては、対面授業のみ実施、対面授業と遠隔授業の併用実施、遠隔授業のみ実施等多様な授業の実施形態が考えられますが、いずれの場合も、授業計画（シラバス）等に明示し、生徒に対して丁寧な説明に努めるとともに、その実施方針等については、受験生の進学先の参考となるよう、できる限り早めにインターネット等により公表していただくようお願いいたします。

ただし、感染の状況は日々刻々と変化しているものであることから、一度実施方針を決定した後においても、地域の感染状況や、生徒の希望等も踏まえ、必要に応じてその実施方法の見直しや更なる改善に努めるようお願いいたします。その結果、年度途中においてこれらの授業の実施方法を変更する場合にも生徒に対して丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

なお、対面授業を実施するに当たっては、「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付け総合教育政策局長通知の別添）（以下「ガイドライン」という。）の「2 専門学校等における感染症対策の基本」に留意していただくようお願いいたします。

2. 遠隔授業等の実施に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「1. 本年度及び次年度における教育課程の編成に当たっての基本的な考え方について」においてお示ししている対面授業の実施や、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において対面授業の実施を予定

していた授業科目に係る授業の全部又は一部を対面授業により予定通り実施することが困難な場合において、遠隔授業等を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要があること。

- ① 専修学校設置基準第 19 条第 1 項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定しているが、今回の特例的な措置として、対面授業に相当する教育効果を有すると専門学校等が認めるものについては、対面授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められること。この際、以下の事項に留意するとともに、遠隔授業等の実施に伴い、授業計画（シラバス）等を変更する場合には、生徒に対する丁寧な説明に努めること。
 - ・ 授業担当教員の授業ごとの授業計画（シラバス等）の下に実施されていること
 - ・ 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
 - ・ 生徒一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、生徒からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
 - ・ 専門学校等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること
- ② 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は、第 13 条第 1 項の規定による遠隔授業ではなく、同条第 2 項の規定は適用されないことから、同規定の課程の修了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 に算入する必要はないこと。
- ③ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合にも、専門学校は当該授業科目を履修した生徒に対する学修評価については、定期試験等のほかに、レポートの活用による学修評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することが考えられること。
- ④ その他の遠隔授業の活用に関しては、ガイドラインの「4 学修機会の確保」の「(2) 遠隔授業等の活用」や、文部科学省からお示ししている「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A」を参照されたいこと。なお、本ガイドラインや Q & A は、今後の状況も鑑み更新の可能性があること。

【参考】

- ・「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について（5月22日時点）」（令和2年5月25日付事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- ・「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付総合教育政策局長通知の別添）

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf



- ・事例集「新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校の遠隔授業の取組事例集（令和2年5月29日更新）」

https://www.mext.go.jp/content/20200529-mxt_syogai01-100003309_2.pdf



- ・実践映像「専修学校の遠隔授業オンラインセミナー（令和2年5月29日公開）」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBMM3FnbNfFyeISp1hnSGFn>



＜本件連絡先＞

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915